

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る
競争入札に参加する者に必要な資格

令和2年6月1日
大分県告示第326号

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定める。

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格

(趣旨)

第一条 この告示は、大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第十九条及び第三十条の規定に基づき、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）並びに入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の時期、方法等について定めるものとする。

(対象とする業務の種類)

第二条 資格審査の対象となる業務は、別表第一に掲げる業務とする。

(競争入札に参加できない者)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- 一 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者
- 二 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- 三 第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者
- 四 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 五 国税又は都道府県税を滞納している者
- 六 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

(資格審査)

第四条 競争入札に参加することができる者は、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めた者とする。なお、県庁舎等維持管理業務については、当該事項について別表第二に定める資格審査事項評定点数値表を基に評定する方法により審査する。

- 一 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
- 二 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）
- 三 経営規模

- イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）
- ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
- 四 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）
- 五 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。）（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者並びに県庁舎等の清掃業務に係る者に限る。）
- 六 設備保守管理業資格保有者数（基準日における大分県内の従業員のうち資格を有する者の数をいう。）（県庁舎等維持管理業務のうち設備の点検保守に係る資格に限る。）
- 七 その他知事が必要と認める事項

- 2 前項後段の規定により入札参加資格があると認めた者のうち県庁舎等の清掃業務に係るものについては、次の表の上欄に掲げる評定点数値の総計に応じ同表中欄の等級に区別し、それぞれ同表下欄に定める設計金額（複数年の契約の場合は、その設計金額の総額を総契約月数で除して得た額に十二を乗じた額）の範囲の競争入札について参加を認めるものとする。

評定点数値の総計	等級	設計金額
八〇点以上	A級	制限なし
七九点以下	B級	一、〇〇〇万円未満

（資格審査の申請の時期及び方法）

第五条 資格審査の申請の時期は、次に掲げる期間とする。

- 一 令和二年を初年とする二年目ごとの年（以下「定期更新年」という。）の七月一日から同月三十一日まで
 - 二 定期更新年の十月一日から次の定期更新年の六月三十日まで
 - 三 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約に係る資格審査を受けようとする場合は、知事が別に定める期間
- 2 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 一 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - 二 都道府県税の納税証明書
 - 三 消費税及び地方消費税並びに法人税（個人にあっては、申告所得税及び復興特別所得税）の納税証明書
 - 四 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては第三条第一号に規定する者でないことを証する書類
 - 五 印鑑証明書
 - 六 基準年度における貸借対照表及び損益計算書
 - 七 申請者・営業概要調書（第二号様式）
 - 八 登録業種・口座届出調書（第三号様式）
 - 九 印刷関係取扱品調書（第四号様式）（印刷業その他これに類する業に限る。）
 - 十 機械設備等調書（第五号様式）（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者に限る。）
 - 十一 県庁舎等維持管理業務調書（第六号様式）（県庁舎等維持管理業務に係る者に限る。）
 - 十二 誓約書（第七号様式）
 - 十三 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（県庁舎等維持管理業務に係る者に限る。）
 - 十四 その他知事が必要と認める書類

3 知事は、前項の競争入札参加資格審査申請書の提出があった場合は、入札参加資格の有無を決定し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第六条 入札参加資格の有効期間は、前条第三項の規定により入札参加資格を取得した日から同日以後における最初の定期更新年の九月三十日までとする。

(入札参加資格の承継)

第七条 入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）から、その営業の全部又は一部を承継した者（次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に該当し、当該者が当該営業の同一性を失うことなく事業を継続する場合に限る。）は、知事の承認を得て当該入札参加資格を承継できるものとする。

- 一 個人が死亡等により営業を継続することができなくなった場合 その相続人又は二親等以内の親族
- 二 個人が法人を設立した場合 その法人
- 三 法人が合併又は分割等によりその営業を譲渡した場合 その営業を承継した法人

2 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、速やかに、競争入札参加資格承継承認申請書（第八号様式）に営業の全部又は一部を承継したことを証する書類を添え、第五条第二項各号に掲げる書類とともに知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の競争入札参加資格承継承認申請書の提出があった場合で、入札参加資格の承継を認めるときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(入札参加資格の変更届)

第八条 入札参加資格者が次の各号のいずれかに掲げる事項に該当した場合は、遅滞なく、競争入札参加資格登録事項変更届（第九号様式）により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称を変更した場合
- 二 営業所の名称又は所在地等を変更した場合
- 三 法人の入札参加資格者で、その代表者又はその代表者の氏名に変更があった場合
- 四 個人の入札参加資格者で、その者の氏名に変更があった場合
- 五 代理人を変更した場合
- 六 実印又は使用印鑑を変更した場合
- 七 届出銀行口座を変更した場合
- 八 営業種目を変更した場合
- 九 営業を休止し、又は廃止した場合
- 十 前各号に掲げるもののほか、営業内容に関して重要な事項に変更があった場合

(入札参加資格の取消し等)

第九条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

- 一 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- 二 第三条各号（第六号を除く。）に掲げる者に該当すると判明した場合
- 三 資格審査の申請書（前条に規定する変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合
- 四 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

- 2 知事は、前項第一号から第三号までの規定により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和二年七月一日から施行する。
- 2 この告示第六条の規定は、令和二年十月一日以降に取得する入札参加資格について適用する。

(県庁舎等維持管理業務入札参加資格審査規程等の廃止)

- 3 県庁舎等維持管理業務入札参加資格審査規程（昭和六十三年大分県告示第三百八号）及び大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号）（以下「旧告示」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この告示の施行の際、現に旧告示の規定に基づく入札参加資格を取得している者の入札参加資格の有効期間は、令和二年九月三十日までとする。

別表第1（第2条関係）
業種区分表

大分類（業種）	小分類（種目）	例
車・船舶類	車両	自動車・二輪車・自転車
	船舶・航空機	飛行機・ヘリコプターを含む
	農林水産業用機器	農業用機器・畜産用機器・林業用機器
	土木用機器	パワーショベル・フォークリフト
	自動車用品	タイヤ・自動車部品
家具類	家具	椅子・ベッド・箆笥・戸棚・鏡台
	装飾	カーテン・ブラインド・じゅうたん・暗幕
	厨房用機器・食器	調理台・業務用冷蔵庫・調理器具
印刷	平版印刷	軽印刷及び地図印刷を除く印刷全般
	軽印刷	白黒冊子又は印刷を伴わない製本
	地図印刷	地図印刷
	青写真	青写真・航空写真・カラーコピー・大判コピー
	その他印刷	シール、ステッカー等
機械類	理化学用機器	分析機器、実験用機器、試験器、公害測定装置等
	工作機器	旋盤・フライス盤・CAD/CAM関連機器等
	光学機器	顕微鏡・双眼鏡・望遠鏡
	計量及び測量用機器	測量機器・計測機器・気象用機器
	電気通信用機器	電話交換機、通信用機器、放送用機器、アンテナ
	消防及び防災用機器	消火器・避難機器・救命器具・防災設備
	視聴覚機器	音響機器・プロジェクター・スクリーン
	電気機器	家庭電化製品・業務用電化製品
	写真用機器	カメラ・写真用機材・フィルム(医療用を除く)
	電気設備	発電機・モーター・変圧器・舞台照明器具
	その他機器	上記に該当しない機械類
医療・薬品類	医療用機器	医療用フィルム、医療教育用機器、X線撮影装置等
	介護用機器	車椅子・介護用入浴機器・歩行補助具
	医薬品	医療用薬品・工業用薬品・試薬・消石灰
事務用機器・文具類	OA機器	パソコン・パッケージソフト・OA周辺機器
	文具	筆記具・ファイル・クリップ・コピー用紙
	事務機	事務用机・事務用椅子・キャビネット・裁断機
	印章	印鑑・日付印・ゴム印
	紙	上質紙・コート紙・アート紙・ケント紙
家庭用品	繊維・ゴム製品	被服・寝具・靴
	日用品	清掃用具・家庭用品
楽器・運動具・図書類	楽器	鍵盤楽器・吹奏楽器・打楽器・音さ
	運動用具	運動用具・運動衣・トレーニング機器
	図書・映像音響ソフト	書籍・雑誌・法規集・CD、DVDソフト
雑類	原材料	セメント・コンクリート・アスファルト・木材・鋼材
	石油製品	ガソリン・重油・軽油・灯油等
	ガス・その他燃料	LPG・LNG・窒素ガス・酸素ガス
	食品	食料品・生鮮食品
	標識・看板	道路標識・保安灯・看板・横断幕・腕章
	宝飾品・記章	宝石・貴金属・眼鏡・バッジ・メダル・トロフィー
	贈答品・記念品	啓発グッズ・進物品
	農林水産業用品	動物・植物・肥料・園芸資材・農薬
	警察用品	警棒・手錠・鑑識用機械機材・防護衣・交通安全用品
	その他物品	上記に該当しない物品

企画・公告・イベント	映像音響ソフト製作	映像、音楽、スライドの企画・製作
	放送番組製作・放送	テレビ・ラジオ番組の制作
	広告	CMの制作・新聞広告・雑誌広告の企画、製作
	出版・翻訳	本、雑誌、記念誌、パンフレットの企画・制作・翻訳
	イベント	イベント・キャンペーンの企画・運営
サービス	調査統計	
	計画策定	地域振興計画・福祉計画・防災計画の策定
	リース・レンタル	リース・レンタル全般
	クリーニング	寝具、衣服、カーペット等のクリーニング
	運送	旅客運送・貨物運送・航空運送・船舶運送
	検査・分析	環境調査・大気分析・水質分析・土壌分析等
	浄化槽保守	浄化槽の保守、点検、清掃、維持管理
	給食業務	学校給食・病院給食
	廃棄物処理	廃棄物の回収、運搬、処分
	文化財発掘	埋蔵文化財の発掘、調査
	人材派遣	人材派遣・講師派遣
	保険	損害保険・生命保険
	その他サービス	上記に該当しないサービス
県庁舎等維持管理業務	清掃	県庁舎等の日常、定期、特別清掃
	電気設備保守管理業務	県庁舎等の電気設備の保安全管理
	冷暖房設備保守管理業務	県庁舎等の冷暖房設備の保守点検管理
	消防用設備保守管理業務	県庁舎等の消防用設備の保安全管理
	エレベーター設備保守管理業務	県庁舎等のエレベーター設備の保守点検
	自動ドア設備保守管理業務	県庁舎等の自動ドア設備の保守点検
	警備業務	県庁舎等の常駐、巡回、機械警備

別表第2（第4条関係）

資格審査事項評定点数値表（県庁舎等維持管理業務関係）

項 目		評 定 点 数 値						
1 営業年数		単位:年	10以上	5～9	3～4	3未満		
		数値	5	4	3	1		
2 営業実績		単位 万円	10,000 以上	7,000～ 10,000 未満	4,000～ 7,000 未満	1,000～ 4,000 未満	500～ 1,000 未満	100～ 500 未満
		数値	35	30	25	20	15	10
3 経営規模	(1)従業員数	単位:人	50以上	40～49	30～39	20～29	10～19	10未満
		数値	15	13	11	9	7	5
	(2)自己資本額	単位 万円	1,000 以上	500～ 1,000 未満	300～ 500 未満	100～ 300 未満	10～100 未満	10 未満
		数値	20	17	14	11	8	0
4 経営比率	(1)流動比率	単位 %	100以上	80～100 未満	80未満			
		数値	5	3	0			
	(2)自己資本固定比率	単位 %	100未満	100～120 未満	120以上、 自己資本額0円未満			
		数値	5	3	0			
	(3)利益率	単位 %	4以上	1～4 未満	0～1 未満	0未満		
		数値	5	3	1	0		
5 機械設備等	(1)建築物清掃業務	単位:台	30以上	20～29	10～19	5～9	1～4	
	機械器具数	数値	5	4	3	2	1	
	建築物の衛生的環境の確保に関する 法律第12条の2第1項第1号又は第8号 の登録の有無		有					
		数値	5					
	(2)警備業務		有					
	機械警備設備の有無	数値	5					
6 資格保有者数	設備保守管理業資格保有者数 (県外に本社がある場合は県内の支社等の 従業員についてのみ対象とすること。)	単位:人	15以上	10～14	5～9	1～4		
		数値	10	7	5	3		
7 女性の職業生活における活躍の推進の状況	(1)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律又は次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画の認定の有無							有
		数値						2
	(2)育児休業制度、介護休業制度の就業規則における導入の有無							有
		数値						1
8 障がい者の就労への支援の状況	障がい者の雇用の達成又は雇用の有無 ・障がい者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する障がい者の雇用に関する状況の報告義務がある事業主については、基準年度現在の法定雇用率が達成されており、併せて同条の規定の例により算定した県内の本店、支店、営業所等で常時雇用する労働者の数の合計に対するその雇用する障がい者である労働者の数の合計の割合について、法定雇用率以上であること。 ・障がい者の雇用に関する状況の報告義務がない事業主については、県内において障がい者を1名以上雇用していること。							有
		数値						3
清掃・設備 合計(最高点)		106点						
警備 合計(最高点)		101点						
資格付与		40点以上						

競争入札参加資格審査申請書

大分県知事

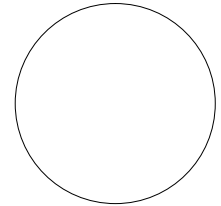
殿

年 月 日

申請者 所 在 地

商号又は名称

代表者役職名
及び代表者氏名



[代表者印]

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1 申請区分について 定期申請

随時申請

〔入札件名：
入 札 日： 年 月 日
※特定調達に係る申請の場合のみ入札件名と入札日を記入してください。〕

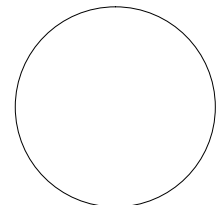
2 委任について ※県との取引に係る権限を委任する場合のみ記入してください。

私は、次の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

〔代理人〕 所 在 地

商号又は名称

役職及び氏名



[代理人印]

- 〔委任事項〕
- 1 入札の参加及び見積り
 - 2 契約の締結及び物品の納入
 - 3 代金の請求及び受領
 - 4 上記に付帯する一切の事項

3 使用印鑑について

次の印鑑を大分県との取引に使用する印鑑として届け出ます。

[使用印鑑]

- 注1：法人が法務局届出の法人実印を県との取引に使用する場合又は個人事業主が市町村届出の実印を使用する場合はこの使用印鑑の届出は不要です。
- 注2：支店等に契約等の権限を委任する場合は、代理人の役職名が刻印された印鑑を使用してください。なお、役職名が刻印された印鑑がない場合は社印（角印）と代理人の認印の両方を使用印として押印してください。
- 注3：社印（角印）のみの届出は行わないでください。

申請者・営業概要調書

申請区分		新規
		更新

1 事業者情報(屋号・商号、代表者)

フリガナ							
商号又は名称							
代表者役職名							
フリガナ			生年月日	元号	年	月	日
代表者氏名			性別				
郵便番号	-						
都道府県		市区町村					
大字・丁目			番地		ビル名		
電話番号			FAX番号				

2 代理人情報(支店名、代理人名)

支店等の名称							
役職名							
氏名							
郵便番号	-						
都道府県		市区町村					
大字・丁目			番地		ビル名		
電話番号			FAX番号				

3 営業概要等

業種分類 (主たる業種を選択)	製造業その他		卸売業					
	小売業		サービス業					
常時使用する従業員数	事務	営業	技術	その他	合計			
	人	人	人	人	人			
(うち大分県内の従業員数)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)			
営業年数	創業		休業等の期間			実営業年数計		
	年	月	年	月	年	月		
直前事業年度の期間	年		月	日	～	年	月	日

直前事業年度の売上高	千円
流動資産	千円
流動負債	千円

負債・純資産合計	千円
(うち純資産合計)	千円
(うち資本金)	千円

消費税課税事業者区分	課税事業者
	免税事業者

登録業種・口座届出調書

1 登録を希望する業種

	大分類		小分類		主な仕入先	主な販売先
	番号	業種	番号	業種		
代表業種	1					
その他の業種	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	営業種目(主な取扱品目)					
主な取扱商品名	メーカー名		主な取扱商品名	メーカー名		

2 代金等受領用口座の登録申出

銀行コード		支店コード	
金融機関名			支店名
口座種別	普通預金		
	当座預金		
口座番号			
口座名義カナ			

印刷関係取扱品調書（印刷業関係）

申請者(商号又は名称)	印刷工場等の所在地
-------------	-----------

印刷物の種類	いずれかに○	印刷物の種類	いずれかに○
白黒冊子類	可・否	点字印刷	可・否
白黒端物類	可・否	CD-R・USBによる原稿渡し	可・否
カラー冊子類	可・否	マッキントッシュによる印刷	可・否
カラー端物類	可・否	青写真	可・否
ポスター・リーフレット類	可・否	カラーコピー	可・否
名刺・ハガキ・賞状等	可・否	マイクロフィルム	可・否
伝票類（ノーカーボン）	可・否	旗・横断幕等	可・否
〃（ワнтаイム・複写式）	可・否	スクリーン印刷	可・否
電算用連続伝票類	可・否		
OCR・OMR等	可・否	※その他可能な印刷	
封筒類	可・否		可
手帳類	可・否		可
地図類	可・否		可
アルバム類	可・否		可
袋・箱物印刷	可・否		可
上製本	可・否		可
ソフトカバー	可・否		可
箔押し	可・否		可
シール印刷	可・否		可
翻訳印刷	可・否		可
可能な公用語 ()			可

※自社(自己)の設備(リース含む)で対応可能な物についてのみ可に○を記載してください。

第6号様式その1（第5条関係）

県庁舎等維持管理業務調書（共通）		申請者（商号又は名称）					
審査事項（評点項目）		記載欄		数値	清掃 格付		
営業種目及び資格審査申請種目（申請種目○印）							
	建築物清掃業務						
	電気設備保守管理業務						
	冷暖房設備保守管理業務						
	消防用設備保守管理業務						
	エレベーター設備保守管理業務						
	自動ドア設備保守管理業務						
	警備業務						
1	営業年数（基準日までの営業年数）			年			
2	営業実績 ※注1	建築物清掃業務		千円			
		設備保守管理業務		千円			
		警備業務		千円			
		その他（上記以外の売上げ）		千円			
		合計		千円			
3	経営規模						
	（1）従業員数（基準日における営業に従事する者の数）			人			
	（2）自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額）（千円未満切捨）			千円			
4	経営比率（千円未満切捨）						
（1）	流動比率	流動資産（貸借対照表の「流動資産」の合計額）		千円			
		流動負債（貸借対照表の「流動負債」の合計額）		千円			
		流動資産÷流動負債		%			
（2）	自己資本固定比率	固定資産（貸借対照表の「固定資産」の合計額）		千円			
		自己資本（貸借対照表の「純資産合計額」）		千円			
		固定資産÷自己資本		%			
（3）	利益率	当期利益（損益計算書の「税引前当期利益」）		千円			
		総資本（貸借対照表の「負債・純資産」の合計額）		千円			
		当期利益÷総資本		%			
5	機械設備等（有のみ記載）						
	建築物 清掃業務	機械器具数		台			
建築物の衛生的環境の確保に関する法律 第12条の2第1号又は第8号登録の有無							
	警備業務	機械警備設備の有無					
6	設備保守管理業務資格所有者数 ※注2						
	電 気	① 電気主任技術者		人			
		② 電気工事士		人			
		③ 電気工事施工管理技士		人			
	冷暖房	④ ボイラー整備士		人			
		⑤ ボイラー技士		人			
		⑥ 危険物取扱者（乙種第4類）		人			
		⑦ 冷凍機械責任者		人			
		⑧ 管工事施工管理技士		人			
	消 防	⑨ 消防設備点検資格者		人			
		⑩ 消防設備士		人			
	エ レ	⑪ 昇降機等検査員		人			
	自ドア	⑫ 自動ドア施工技能士		人			
7	女性の職業生活における活躍の推進の状況（有のみ記載） ※注3						
	（1）一般事業主行動計画の認定の有無						
	（2）育児休業制度、介護休業制度の就業規則における導入の有無						
8	障がい者の就労への支援の状況						
	雇用の達成または雇用の有無（有のみ記載） ※注3, 4						

注1：ビル等の総合管理を行っている場合であっても、清掃業務、設備管理、警備業務及びその他に区分して記入すること。

注2：県外に本社がある場合は県内の支社等の職員についてのみ対象とすること。

注3：確認できる書類を添付すること。（未添付の場合は、無として扱う。）

注4：法定雇用率が義務付けされている場合は、調書を添付。法定雇用率が義務付けされていない場合は、証明する書類を添付。

第6号様式その2 (第5条関係)

県庁舎等維持管理業務調書 (建築物清掃・警備業務)

建築物清掃業務及び警備業務を申請する者は、業務の登録許可、認定及び届出について、登録事項等に○を記載してください。

業務の登録許可認定及び届出 (建築物清掃・警備業務)

		申請者 (商号又は名称)	
登 録 事 項			有 (○印)
建築物清掃業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2		
	第1号	建築物清掃業	
	第2号	建築物空気環境測定業	
	第3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	
	第4号	建築物飲料水水質検査業	
	第5号	建築物飲料水貯水槽清掃業	
	第6号	建築物排水管清掃業	
	第7号	建築物ねずみ昆虫等防除業	
	第8号	建築物環境衛生総合管理業	
警 備 業 務	警備業の認定 (警備業法第五条)		
	機械警備業務の届出 (警備業法第四十条)		
	可能な警備形態	人的警備	
機械警備			

注：確認できる書類の写しを添付すること。

建築物清掃業務を申請する者は、電動清掃機器保有状況を記載してください。

機械器具保有状況 (建築物清掃業務)

名 称	台数	名 称	台数
計			

県庁舎等維持管理業務調書（設備保守管理業務）

資格審査を受けようとする業務について、対象資格名に資格を保持している人は○を記載してください。

その他資格には、対象資格名以外の資格があれば記載してください。

（県外に本社がある場合は県内の支社等の職員についてのみ対象です。）

設備保守管理業務資格者調書

申請者（商号又は名称）

	対象資格名												その他資格名
	電気			冷暖房				消防		エレ	自ドア		
	① 電気主任技術者	② 電気工事士	③ 電気工事施工管理技士	④ ボイラー整備士	⑤ ボイラー技士	⑥ 危険物取扱者（乙種第4類）	⑦ 冷凍機械責任者	⑧ 管工事施工管理技士	⑨ 消防設備点検資格者	⑩ 消防設備士	⑪ 昇降機等検査員	⑫ 自動ドア施工技能士	
氏名													
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
計													

注：対象資格については、その免許等の写しを必ず添付すること。

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事

殿

[法人、団体にあつては本店又は本社所在地]

住 所

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名 _____ 印

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

競争入札参加資格承継承認申請書

大分県知事

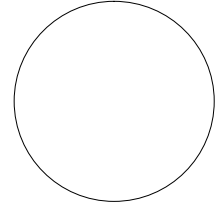
殿

年 月 日

申請者 所在地

商号又は名称

代表者役職名
及び代表者氏名



法人は[代表者印]
個人は[実印]

このたび、下記のとおり競争入札参加資格を承継したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 被承継人の住所、商号又は名称及び代表者氏名

所在地
商号又は名称
代表者役職名
及び代表者氏名

2 承継する資格（資格取得番号及び登録業種）

3 被承継者との続柄（個人の場合）

4 承継年月日 年 月 日

5 承継の理由

6 現在取得している大分県の入札参加資格

資格の種類（大分県の資格のみ）	資格取得番号

7 連絡先及び担当者氏名

第8号様式（第7条関係）（裏面）

8 添付書類

提出書類	承継事業者の区分	
	法人	個人
合併契約書、営業譲渡契約書等の写し ※法人から事業を承継する場合	△	
戸籍謄本の写し ※被承継者と承継者の関係が分かるもの		○
個人事業の開始届の写し		○
個人事業の廃止届の写し ※事業を譲渡した被承継者の事業廃止届	△	△
法人設立届出書の写し ※個人が法人を設立した場合	△	
競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）	○	○
申請者・営業概要調書（第2号様式）	○	○
登録業種・口座届出調書（第3号様式）	○	○
印刷関係取扱品調書（第4号様式） ※該当する場合	△	△
機械設備等調書（第5号様式） ※該当する場合	△	△
県庁舎等維持管理業務調書（第6号様式その1～その3） ※該当する場合	△	△
誓約書（第7号様式）	○	○
許可、認可証の写し ※許認可等を必要とする事業を承継する場合	△	△
財務諸表の写し（直近1事業年分） ※個人が法人を設立した場合は添付不要	○	
登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※承継法人の証明書	○	
登記事項（閉鎖事項全部証明書） ※合併等により解散した場合	△	
都道府県税納税証明書（未納のないことの証明書）	○	○
国税納税証明書（法人は「その3の3」、個人は「その3の2」）	○	○
身分（元）証明書		○
登記されていないことの証明書		○
印鑑証明書（法人は法務局登録印、個人は市区町村登録印）	○	○
審査結果通知用封筒 ※宛名を記入し、切手を貼付してください。	○	○

※○印の書類は添付必須です。△印は該当する場合に添付してください。

9 注意事項

- (1) 合併する法人が双方とも合併以前から入札参加資格を有していた場合、承継承認申請の必要はありませんが、消滅する法人については、別途変更届により廃業の申し出を行う必要があります。また、合併によって存続する法人の登録内容に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。
- (2) 法人の事業譲渡等による承継で、被承継法人が引き続き事業を継続する場合は、被承継法人の登録番号は引き継がず、新たな登録番号を付与します。この場合、被承継法人は別途変更届を提出する必要があります。

競争入札参加資格登録事項変更届

大分県知事

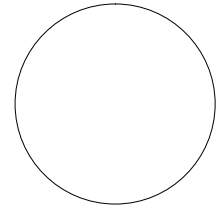
殿

年 月 日

申請者 所 在 地

商号又は名称

代表者役職名
及び代表者氏名



[代表者印]

次のとおり競争入札参加資格審査申請書の記載事項について変更したので届け出ます。
なお、この変更届及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 変更内容について

変更事項	変更年月日	変更前 (旧)	変更後 (新)

- 注) 1 代表者等の変更の場合は氏名にカナを併記してください。
 2 所在地等の変更の場合は郵便番号・電話番号・FAX番号を記載してください。
 3 個人事業で法人成りした場合や相続等により事業を承継した場合は、この変更届ではなく「競争入札参加資格承継承認申請書」を提出してください。

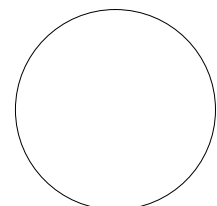
2 委任について ※代表者又は代理人に変更が生じた場合は必ず記入してください。

私は、次の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

[代理人] 郵便番号 〒 —
所在地

商号又は名称

役職及び氏名



[代理人印]

- [委任事項] 1 入札の参加及び見積り
 2 契約の締結及び物品の納入
 3 代金の請求及び受領
 4 上記に付帯する一切の事項

(添付書類)

変更内容	商号・組織	本店の所在地	法人の代表者	使用印鑑	営業種目
履歴事項全部証明書 (写し)	○	○	○		
印鑑証明書 (原本) ※1	○		○	○	
誓約書 (第7号様式)			○		
許可・認可証 (写し) ※2					○

- ※1 印鑑証明書は実印を改印した場合に添付してください。
 ※2 許可・認可が必要な業種を追加する場合に添付してください。